

### 3. 重点区域の位置及び区域

#### (1) 区域設定の考え方

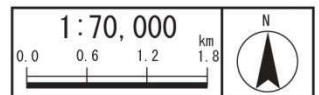
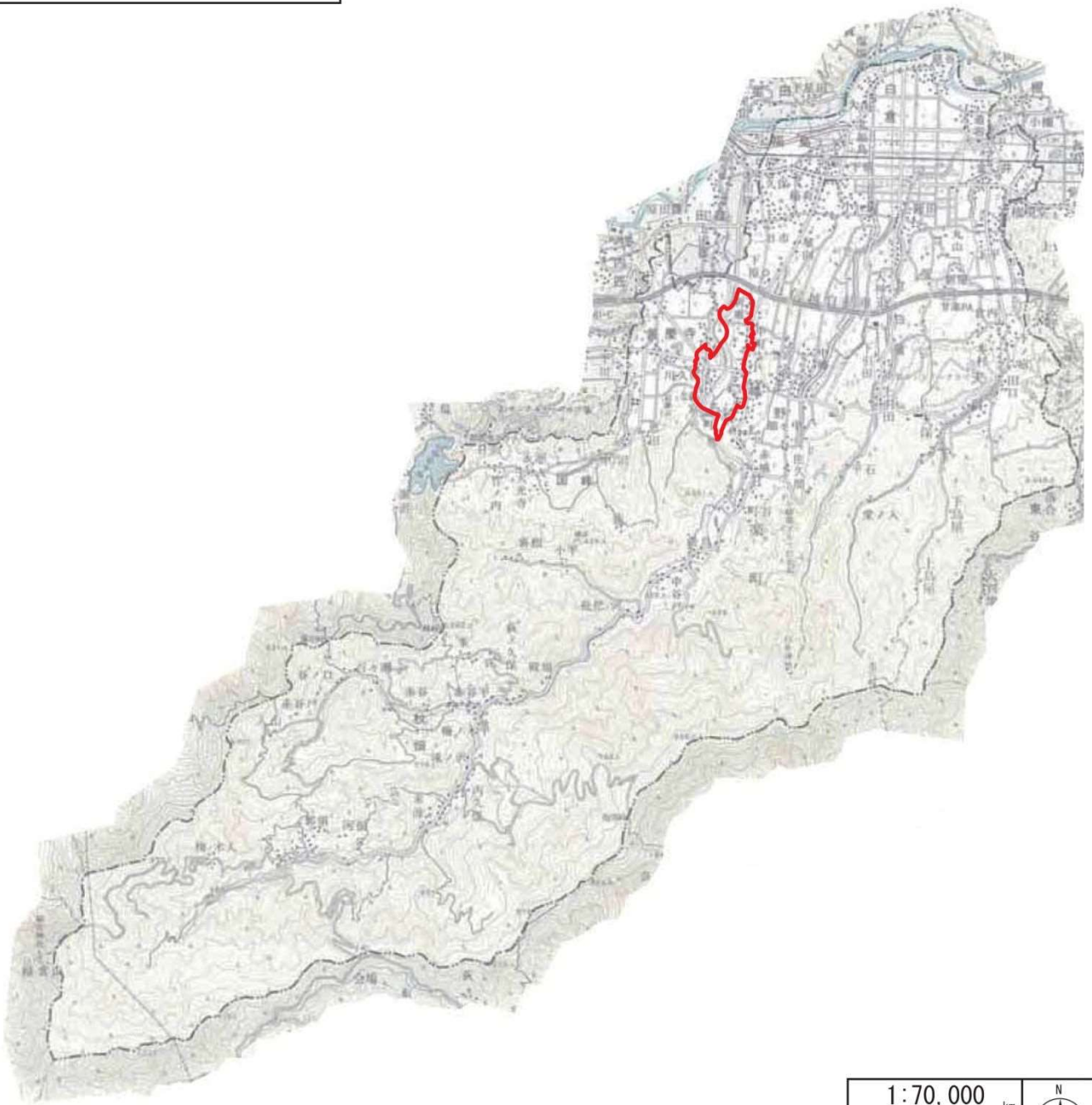
本計画における重点区域については、当町が歴史的風致を活かして行ってきたこれまでの取組みを踏まえ、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進し、さらに発展または強化させる必要がある区域であり、国指定文化財及びその他文化財などの歴史的建造物が集積し、かつ、そこで繰り広げられる人々の伝統的な活動が現在も展開され、それらが一体となって、甘楽町の風情・情緒が醸し出されている良好な市街地を形成している地域を基本とする。

当町は、大きな自然災害などにあうことがなかったため、現在の市街地は藩政時代の町割りとほぼ重なり、城下町としての雰囲気の色濃く残っている。このように、小幡藩の城下町を礎に当町の政治・経済・文化の中心として発展してきた当町の歴史的風致は、藩邸の一部である名勝楽山園を中心とした城下町において築かれてきた武家屋敷や養蚕農家群、城下町を網目状に北流する雄川堰、煉瓦づくりの旧甘楽社小幡組倉庫など、それぞれの時代を物語る建造物、現代に受け継がれている「小幡八幡宮例大祭」などの祭礼及び「こんにゃく芋の栽培」などの伝統的な生産が創り出す光景に代表される。

これら歴史的風致が調和した城下町としての佇まいを残していくため、これまで文化財保護法や都市計画法などに基づき各種措置を講じてきたが、歴史的建造物の減少、祭礼や伝統産業などの後継者不足、歴史的建造物の周辺環境の景観が電線類等により阻害され、甘楽町固有の歴史的風致が失われつつある現状である。

これらのことから、地域における文化財や伝統的な人々の営みの場となり、また、それを色濃く残している名勝楽山園がある武家屋敷地区、藩政時代の歴史的な建造物や明治中期に建築された養蚕農家建造物群が遺存する町屋地区である「小幡城下町地区」を重点区域に設定し、歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。

甘楽町域と重点区域



## (2) 重点区域の範囲、名称及び面積等

### ① 小幡城下町地区（207ha）

国指定名勝「楽山園」を中心とした武家屋敷地区、藩政時代の町割りがほぼそのまま残された町屋地区、雄川堰が流れる城下町の範囲を基本とした「小幡城下町」の区域を重点区域とする。

この区域は、都市計画法に基づく甘楽町都市計画マスタープランにおいて将来都市構造における歴史拠点として位置づけている。

国指定文化財である名勝「楽山園」と一体となって形成された武家屋敷や、一級河川雄川から灌漑・生活用水として水を引いた、なりわいに溶け込む雄川堰を中心として網目状に張り巡らされた小堰などにより区割りされた城下町が残され、分り易く配置されており、歴史的建造物や町並みが数多く伝存している地域を含んでいる。

しかも、町指定重要文化財「小幡八幡宮」の例大祭の巡行ルート、神社や市街地を舞台として演じられる大下町の「神楽獅子舞」、など、人々の営みの拠点が含まれているほか、甘楽町の歴史的風致に関連の深い歴史的建造物が集中的に存在している。

明治中期に建造された歴史的な建造物である養蚕農家群、製糸が盛んであったことを偲ばせる旧甘楽社小幡組倉庫など時代を超えた建物が存在感を示しながら、融合し歴史的な景観を醸し出している地区である。



■養蚕農家群



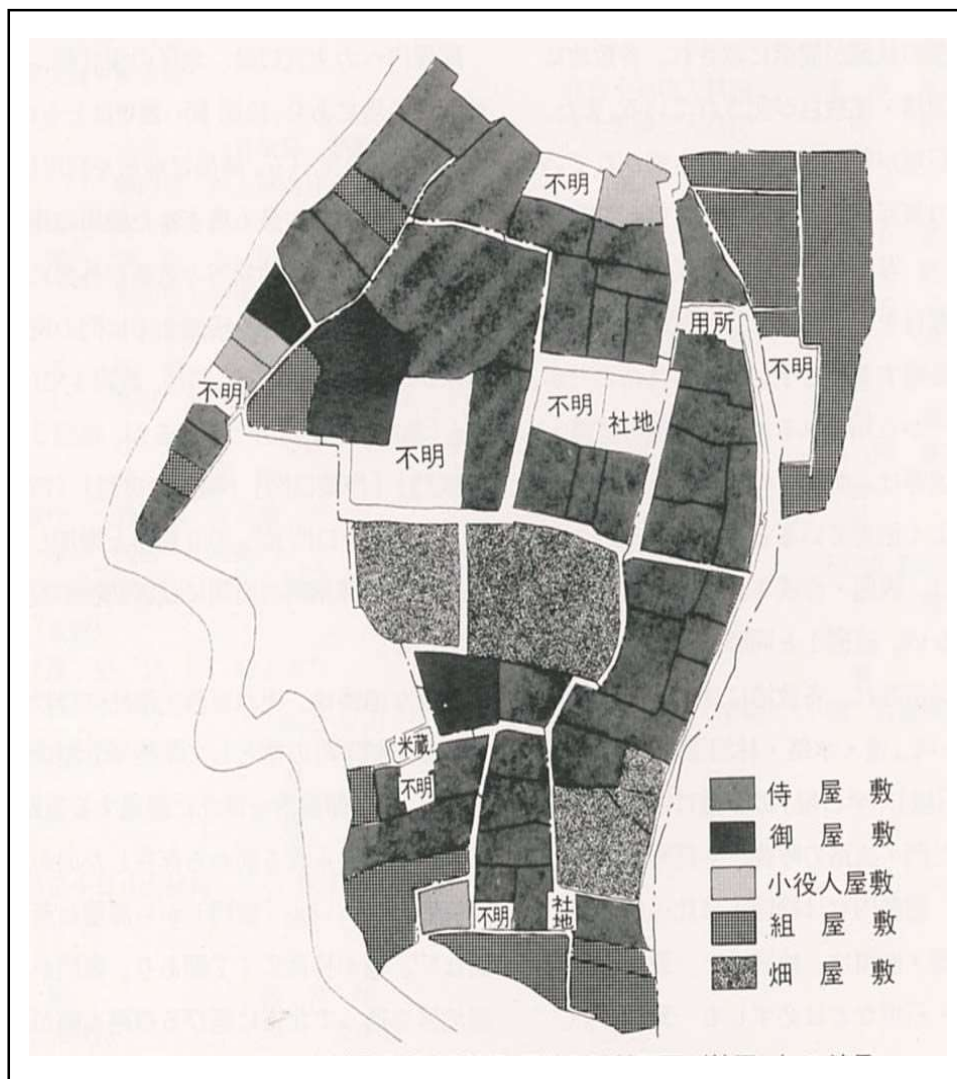
■小幡八幡宮例大祭



■名勝楽山園

具体的には、区域設定の考え方で示した国指定名勝「楽山園」を中心として藩政時代に形成された城下町、小幡のまちうちを北流する「雄川堰」、名勝「楽山園」の借景の範囲を基本とする。なお、藩政時代の陣屋の範囲を示す絵図は複数残されているが、歴

史的風致の名残をとどめている範囲に対応している明和4年（1767）「上州甘楽郡小幡御陳屋御引渡絵図」をにおける小幡陣屋の範囲を用い、その他、文化財の分布の状況、歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組みを考慮し、区域を設定する。



■ 上州甘楽郡小幡御陳屋御引渡絵図写の地目

### ア 重点区域の境界について

重点区域の範囲の境界は、景観計画等に取り組む上で、まちの連続性や一体性を軸に、道路、河川、公園、堰、字界など住民にわかりやすいように設定する。

具体的には、以下の景観の連続性が認められる、堰、河川、上信越自動車道、県道、町道、公園に囲まれた範囲とした。

- (ア) 上信越自動車道を境界とした範囲
- (イ) 文化財包蔵地である長畝砦の範囲
- (ウ) 小幡八幡宮の境内地内である八幡山公園
- (エ) 城の東の守りとして建立された赤城神社の敷地
- (オ) 織田氏七代の墓のある崇福寺敷地
- (カ) 県道富岡神流線から雄川堰取水口及び雄川
- (キ) 名勝楽山園の借景である連石山及び紅葉山の範囲
- (ク) 一級河川雄川と甘楽総合公園の範囲

## イ 区域内の重要な文化財の分布

重点区域内の重要文化財の分布は以下のとおりであるが、今後の計画として、町屋地区の伝統的建造物群保存地区の指定を検討しており、当重点区域の全体を重要文化的景観とするための準備を行うものとする。

重点区域内の国指定文化財一覧

| 分野       | 指定名称                | 時代   | 所有者 |
|----------|---------------------|------|-----|
| 名勝       | 名勝 楽山園              | 江戸時代 | 甘楽町 |
| 国登録有形文化財 | 茂原家住宅（主屋、米蔵、隠居蔵、西蔵） | 江戸時代 | 個人  |

## ウ 区域内の周辺文化財などの分布

当該区域内の文化財については、国の指定文化財の他にも文化財保護法に基づいて県や町の文化財指定を行って保存と活用につとめている。

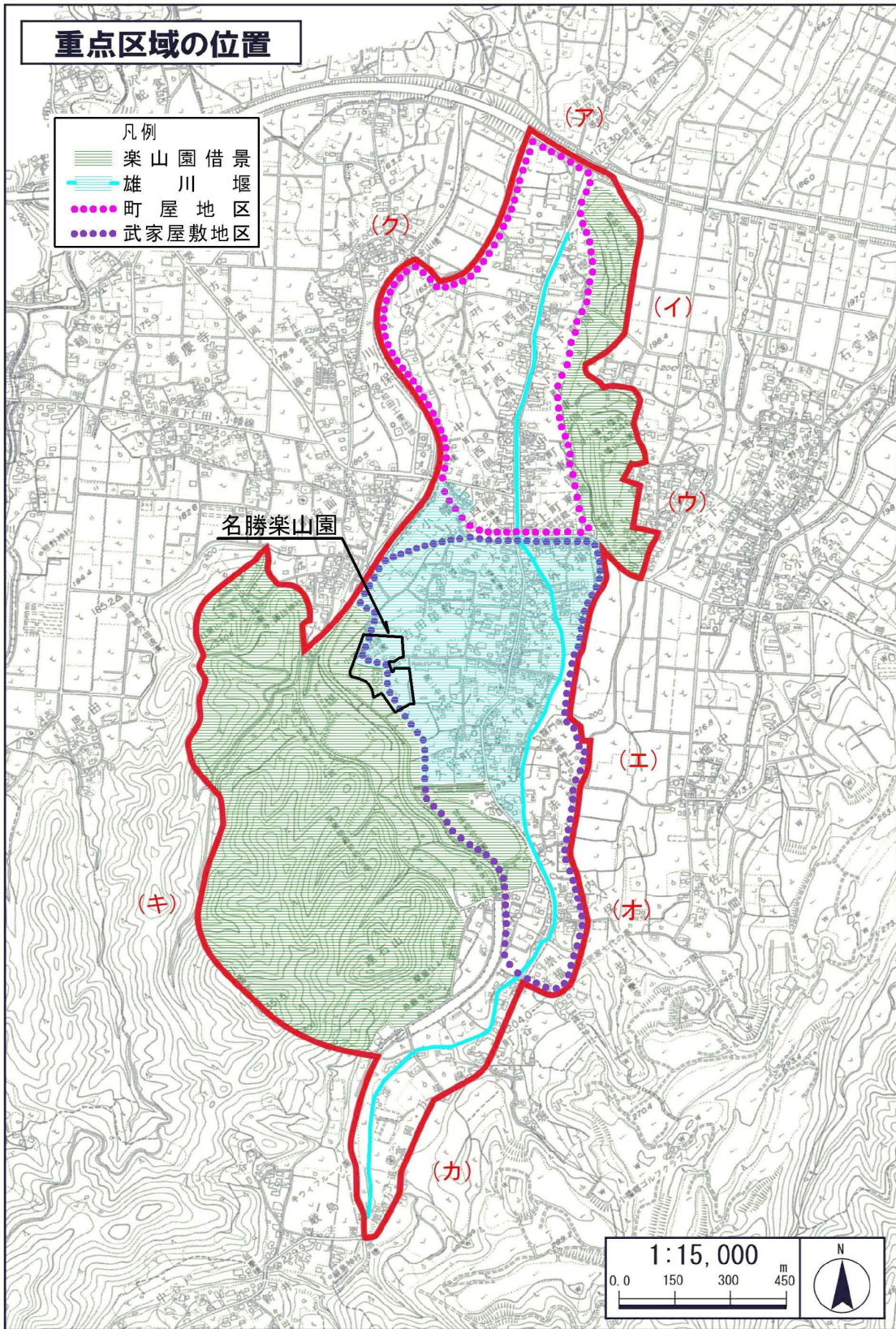
今回の区域内に、県指定文化財 1 件、町指定文化財 26 件が該当し、27 件は、いずれも城下町にあり、江戸時代の城下の歴史の面影を今に伝えている。

その他甘楽町景観条例により、景観重要建造物と景観重要樹木を順次表彰している。

重点区域内の県・町指定文化財一覧

| 指 定 名 称              | 時 代          | 所有者・管理者 |
|----------------------|--------------|---------|
| 旧小幡藩武家屋敷松浦氏屋敷（県指定）   | 江戸時代         | 個人      |
| 織田氏家臣録               | 江戸時代         | 個人      |
| 小幡山崇福寺の下馬の碑          | 江戸時代         | 崇福寺     |
| 宝泉寺の薬師様              | 南北朝～<br>室町時代 | 宝泉寺     |
| 城町下薬師堂の石仏            | 室町時代         | 小幡城町    |
| 旧甘楽社小幡組製糸レンガ造り倉庫     | 大正時代         | 町       |
| 円空の木彫仏像（3体）          | 江戸時代         | 小幡八幡宮   |
| 高橋家近世文書              | 江戸時代         | 個人      |
| 小幡氏紋付赤備え具足           | 室町時代         | 町       |
| 小幡八幡宮拝殿の天井画          | 江戸時代         | 小幡八幡宮   |
| 小幡八幡宮の神楽獅子舞          | 江戸時代         | 小幡八幡宮   |
| 小幡八幡宮の屋台・飾り人形及び屋台ばやし | 江戸時代         | 小幡八幡宮   |
| 織田氏七代の墓              | 江戸時代         | 崇福寺     |
| 楽山園のウメ               | 江戸時代         | 町       |
| 高橋家のムクロジと御殿ザクラ       | 江戸時代         | 個人      |
| 松浦家近世文書              | 江戸時代         | 個人      |
| 雄川堰（小堰・石橋含む）         | ～江戸時代        | 町       |
| 吹上の石樋及び石樋記（石碑）       | 江戸時代         | 町       |
| 崇福寺石造聖観音坐像           | 年代不詳         | 崇福寺     |
| 中小路の石垣（柴田家）          | 江戸時代         | 個人      |
| 中小路の石垣（高橋家）          | 江戸時代         | 個人      |
| 中小路の石垣（山田家）          | 江戸時代         | 個人      |
| 御殿前通りの石垣（山田家）        | 江戸時代         | 個人      |
| 山田家の喰い違い郭            | 江戸時代         | 個人      |
| 織田信雄（自筆）書状           | 桃山時代         | 町       |
| 高橋家の庭園               | 江戸時代         | 個人      |
| 大奥の庭園                | 江戸時代         | 個人      |

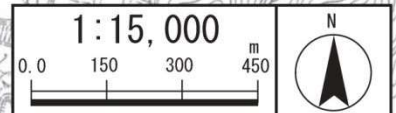






## 重点区域内の国・県・町指定文化財

- ・ 宝泉寺の薬師様
- ・ 小幡八幡宮拝殿の天井画
- ・ 小幡八幡宮の神楽獅子舞
- ・ 小幡八幡宮の屋台・飾り人形及び屋台ばやし
- ・ 旧甘楽社小幡組製糸レンガ造り倉庫
- ・ 円空の木彫仏像(3)体
- ・ 小幡氏紋付赤備え具足
- ・ 織田氏家臣録
- ・ 高橋家のムクロジと御殿ザクラ
- ・ 高橋家近代文書
- ・ 高橋家の庭園
- ・ 城下町薬師堂の石仏
- ・ 大奥の庭園
- ・ 織田氏七代の墓
- ・ 崇福寺の石造聖観音坐像
- ・ 小幡山崇福寺の下馬の碑
- ・ 中小路の石垣(柴田家、高橋家、山田家)
- ・ 山田家の喰い違い郭
- ・ 御殿前通りの石垣(山田家)
- ・ 織田信雄(直筆)書状
- ・ 名勝「楽山園」
- ・ 楽山園のウメ
- ・ 旧小幡藩武家屋敷松浦氏家屋敷(県指定史跡)
- ・ 松浦家近世文書
- ・ 雄川堰(小堰・石橋含む)
- ・ 吹上の石樋及び石樋記(石碑)
- ・ 茂原家住宅(国登録有形文化財)





### (3) 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

藩政時代の町割りが、ほぼそのまま残されている重点区域「小幡城下町地区」では、当時の町割りを活用してその時代に要求された建物が建てられてきた。その結果、この区域には、人々に親しまれてきたそれぞれの時代を物語る建物がいくつもに重なり存在し、歴史的な建造物と一体となった祭礼や伝統的な産業が継承されている。



■養蚕農家群



■武家屋敷群

藩政時代の城下の趣、明治中期に建造された養蚕農家群などが歴史的な雰囲気醸し出しており、これら時代を超えた建物が存在感を示しつつ景観が融合している。また「小幡城下町地区」は、甘楽町の経済文化活動の中心であり、現在も、当町の総合計画、都市計画マスタープランなどまちづくり関連計画では重要な役割を担っており、甘楽町の風情、経済、文化及び観光の発信地となっている。

今後も、小幡城下町地区においては、歴史的な建造物の保全・活用や建造物周辺の景観的整備等を重点的かつ一体的に進めることにより、歴史的風致の維持向上が図られ、当町での伝統文化の振興につながることを期待されている。また、この区域の歴史的風致が向上することは、甘楽町を訪れる人に魅力的な資源を提供することとなり交流人口の増加が期待できる。このようなことから、その周辺環境の整備が進められ、甘楽町全体の個性や魅力が向上し、甘楽町の歴史や伝統が広く住民に再認識されるとともに、生活に溶け込んでいくものとなる。また、伝統祭事や伝統的産業の個性や魅力を高めるための環境整備の進展や活動機会の増大を通じた活性化も期待され、町域におけるそれらの保存・継承・発展が大いに期待できる。

これらのことは、甘楽町全体の個性と魅力を高める上で重要な施策のひとつでもあり、町が進めている交流人口の増大はもちろん、町の歴史的風致を活かしたまちづくりを大きく進展させることができる。

## (4) 良好な景観の形成に関する施策との連携

### ① 重点区域における都市計画との連携

#### ア 都市計画の活用

甘楽町は、町域約5,861haのうち、約51%に当たる2,958haを「甘楽都市計画区域」とし、重点区域は全て都市計画区域内となっている。区域区分の制度は導入しておらず、未線引きである。

用途地域は、町全体で225ha指定し、用途地域内の第一種低層住居専用地域にのみ絶対高さ制限10mを指定している。重点区域内は、78.9haが用途地域となっている。

当該重点区域は、昭和55年から都市計画区域として指定されており、昭和60年(1985)10月には中心部を住居系の用途地域として決定している。

昭和50年代に古い町並みを中心に地域住民による「町並み保存」運動がおこり、住民先行の形で町並み保存事業が進められていたが、その後、住民と行政が共同して町並み保存運動をすることとなった。

平成元年(1989)には、「甘楽町ふるさと景観を守り、そだて、つくる条例」を制定し、歴史と伝統の特色を活かした景観保存を住民とともに推進してきた。

今後は、歴史的景観の保全のために、建築物の高さ規制が必要と認められる場合は、高度地区等の指定を検討するものとする。

### 3. 重点区域の位置及び区域

#### (1) 区域設定の考え方

本計画における重点区域については、当町が歴史的風致を活かして行ってきたこれまでの取組みを踏まえ、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進し、さらに発展または強化させる必要がある区域であり、国指定文化財及びその他文化財などの歴史的建造物が集積し、かつ、そこで繰り広げられる人々の伝統的な活動が現在も展開され、それらが一体となって、甘楽町の風情・情緒が醸し出されている良好な市街地を形成している地域を基本とする。

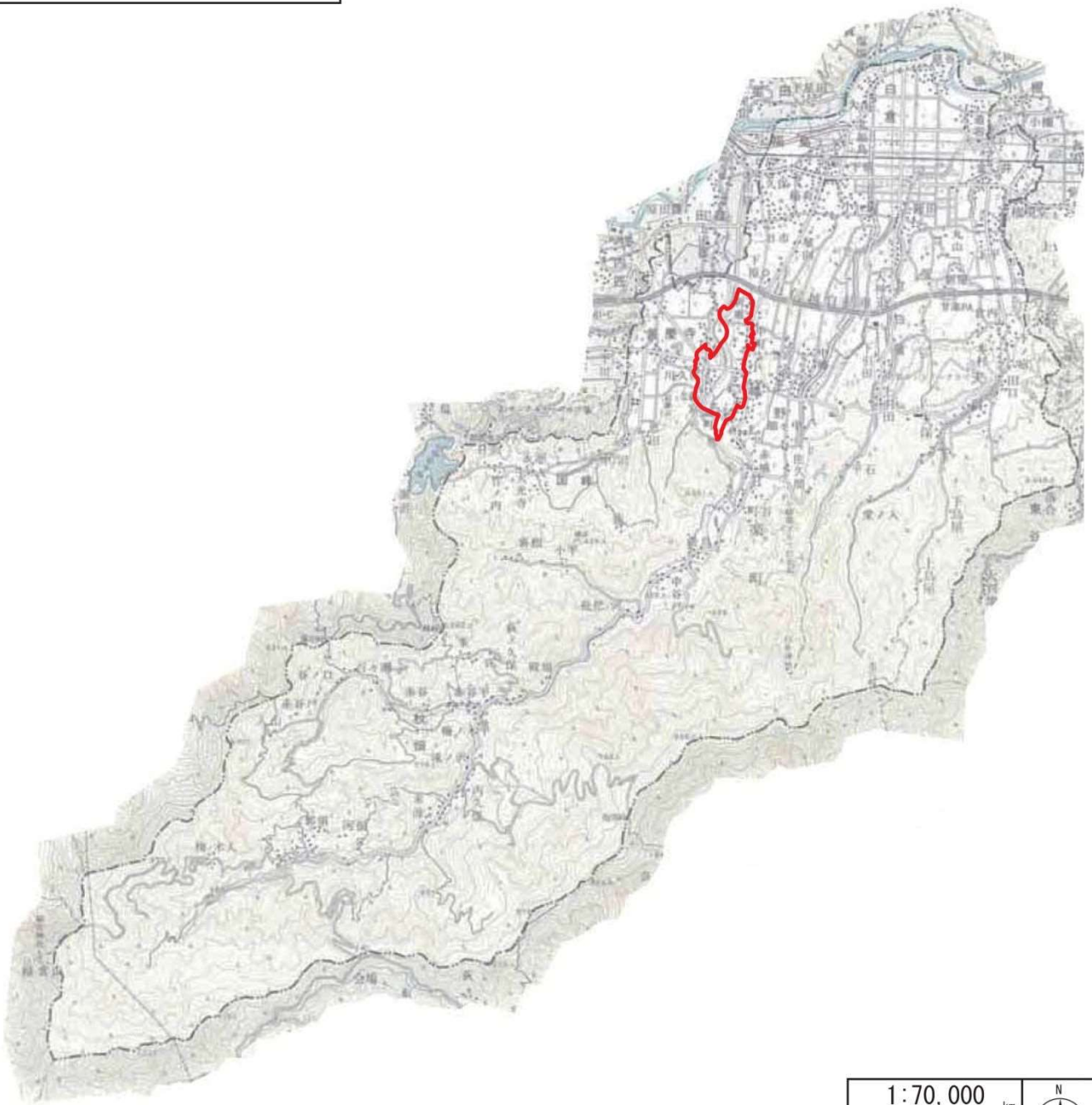
当町は、大きな自然災害などにあうことがなかったため、現在の市街地は藩政時代の町割りとほぼ重なり、城下町としての雰囲気色が濃く残っている。このように、小幡藩の城下町を礎に当町の政治・経済・文化の中心として発展してきた当町の歴史的風致は、藩邸の一部である名勝楽山園を中心とした城下町において築かれてきた武家屋敷や養蚕農家群、城下町を網目状に北流する雄川堰、煉瓦づくりの旧甘楽社小幡組倉庫など、それぞれの時代を物語る建造物、現代に受け継がれている「小幡八幡宮例大祭」などの祭礼及び「こんにやく芋の栽培」などの伝統的な生産が創り出す光景に代表される。

これら歴史的風致が調和した城下町としての佇まいを残していくため、これまで文化財保護法や都市計画法などに基づき各種措置を講じてきたが、歴史的建造物の減少、祭礼や伝統産業などの後継者不足、歴史的建造物の周辺環境の景観が電線類等により阻害され、甘楽町固有の歴史的風致が失われつつある現状である。

これらのことから、地域における文化財や伝統的な人々の営みの場となり、また、それを色濃く残している名勝楽山園がある武家屋敷地区、藩政時代の歴史的な建造物や明治中期に建築された養蚕農家建造物群が遺存する町屋地区である「小幡城下町地区」を重点区域に設定し、歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。



甘楽町域と重点区域



## (2) 重点区域の範囲、名称及び面積等

### ① 小幡城下町地区（207ha）

国指定名勝「楽山園」を中心とした武家屋敷地区、藩政時代の町割りがほぼそのまま残された町屋地区、雄川堰が流れる城下町の範囲を基本とした「小幡城下町」の区域を重点区域とする。

この区域は、都市計画法に基づく甘楽町都市計画マスタープランにおいて将来都市構造における歴史拠点として位置づけている。

国指定文化財である名勝「楽山園」と一体となって形成された武家屋敷や、一級河川雄川から灌漑・生活用水として水を引いた、なりわいに溶け込む雄川堰を中心として網目状に張り巡らされた小堰などにより区割りされた城下町が残され、分り易く配置されており、歴史的建造物や町並みが数多く伝存している地域を含んでいる。

しかも、町指定重要文化財「小幡八幡宮」の例大祭の巡行ルート、神社や市街地を舞台として演じられる大下町の「神楽獅子舞」、など、人々の営みの拠点が含まれているほか、甘楽町の歴史的風致に関連の深い歴史的建造物が集中的に存在している。

明治中期に建造された歴史的な建造物である養蚕農家群、製糸が盛んであったことを偲ばせる旧甘楽社小幡組倉庫など時代を超えた建物が存在感を示しながら、融合し歴史的な景観を醸し出している地区である。



■養蚕農家群



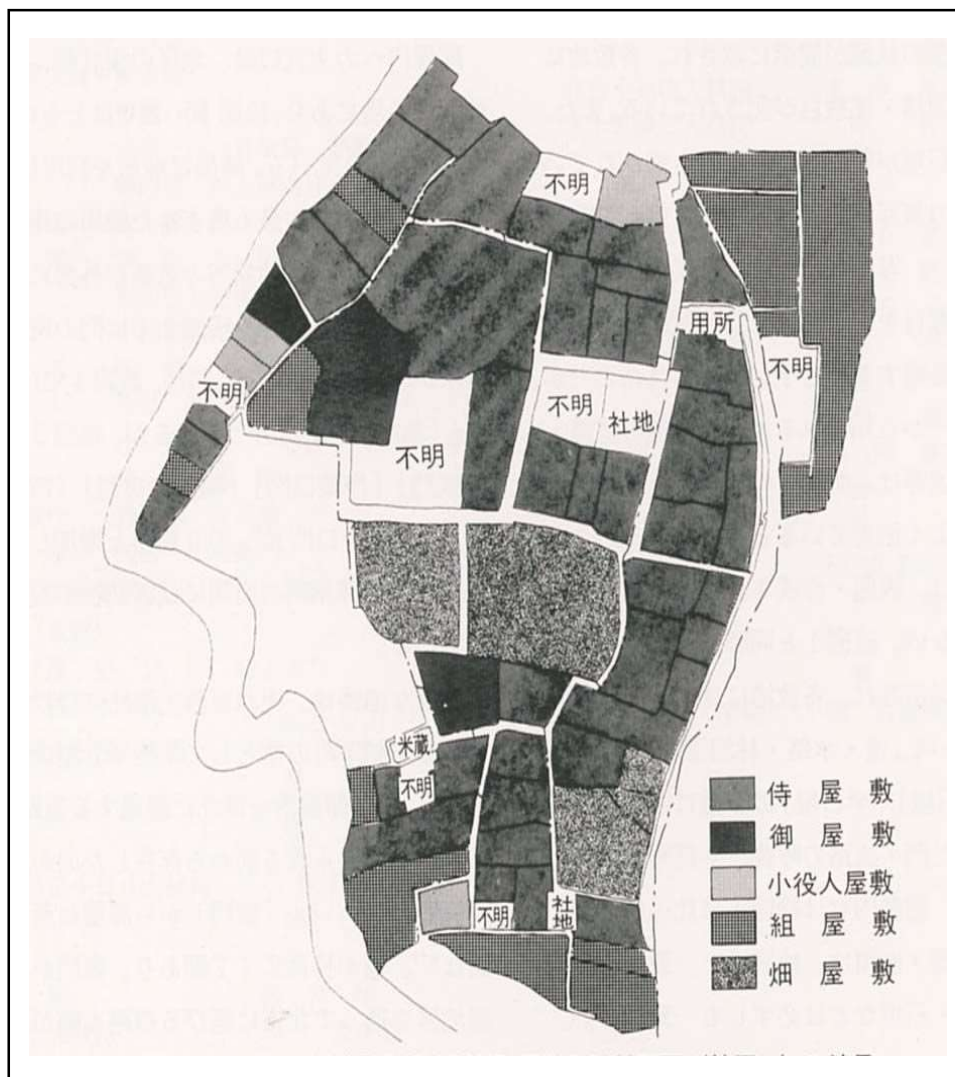
■小幡八幡宮例大祭



■名勝楽山園

具体的には、区域設定の考え方で示した国指定名勝「楽山園」を中心として藩政時代に形成された城下町、小幡のまちうちを北流する「雄川堰」、名勝「楽山園」の借景の範囲を基本とする。なお、藩政時代の陣屋の範囲を示す絵図は複数残されているが、歴

史的風致の名残をとどめている範囲に対応している明和4年（1767）「上州甘楽郡小幡御陳屋御引渡絵図」をにおける小幡陣屋の範囲を用い、その他、文化財の分布の状況、歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組みを考慮し、区域を設定する。



■ 上州甘楽郡小幡御陳屋御引渡絵図写の地目

### ア 重点区域の境界について

重点区域の範囲の境界は、景観計画等に取り組む上で、まちの連続性や一体性を軸に、道路、河川、公園、堰、字界など住民にわかりやすいように設定する。



具体的には、以下の景観の連続性が認められる、堰、河川、上信越自動車道、県道、町道、公園に囲まれた範囲とした。

- (ア) 上信越自動車道を境界とした範囲
- (イ) 文化財包蔵地である長畝砦の範囲
- (ウ) 小幡八幡宮の境内地内である八幡山公園
- (エ) 城の東の守りとして建立された赤城神社の敷地
- (オ) 織田氏七代の墓のある崇福寺敷地
- (カ) 県道富岡神流線から雄川堰取水口及び雄川
- (キ) 名勝楽山園の借景である連石山及び紅葉山の範囲
- (ク) 一級河川雄川と甘楽総合公園の範囲

## イ 区域内の重要な文化財の分布

重点区域内の重要文化財の分布は以下のとおりであるが、今後の計画として、町屋地区の伝統的建造物群保存地区の指定を検討しており、当重点区域の全体を重要文化的景観とするための準備を行うものとする。

重点区域内の国指定文化財一覧

| 分野       | 指定名称                | 時代   | 所有者 |
|----------|---------------------|------|-----|
| 名勝       | 名勝 楽山園              | 江戸時代 | 甘楽町 |
| 国登録有形文化財 | 茂原家住宅（主屋、米蔵、隠居蔵、西蔵） | 江戸時代 | 個人  |

## ウ 区域内の周辺文化財などの分布

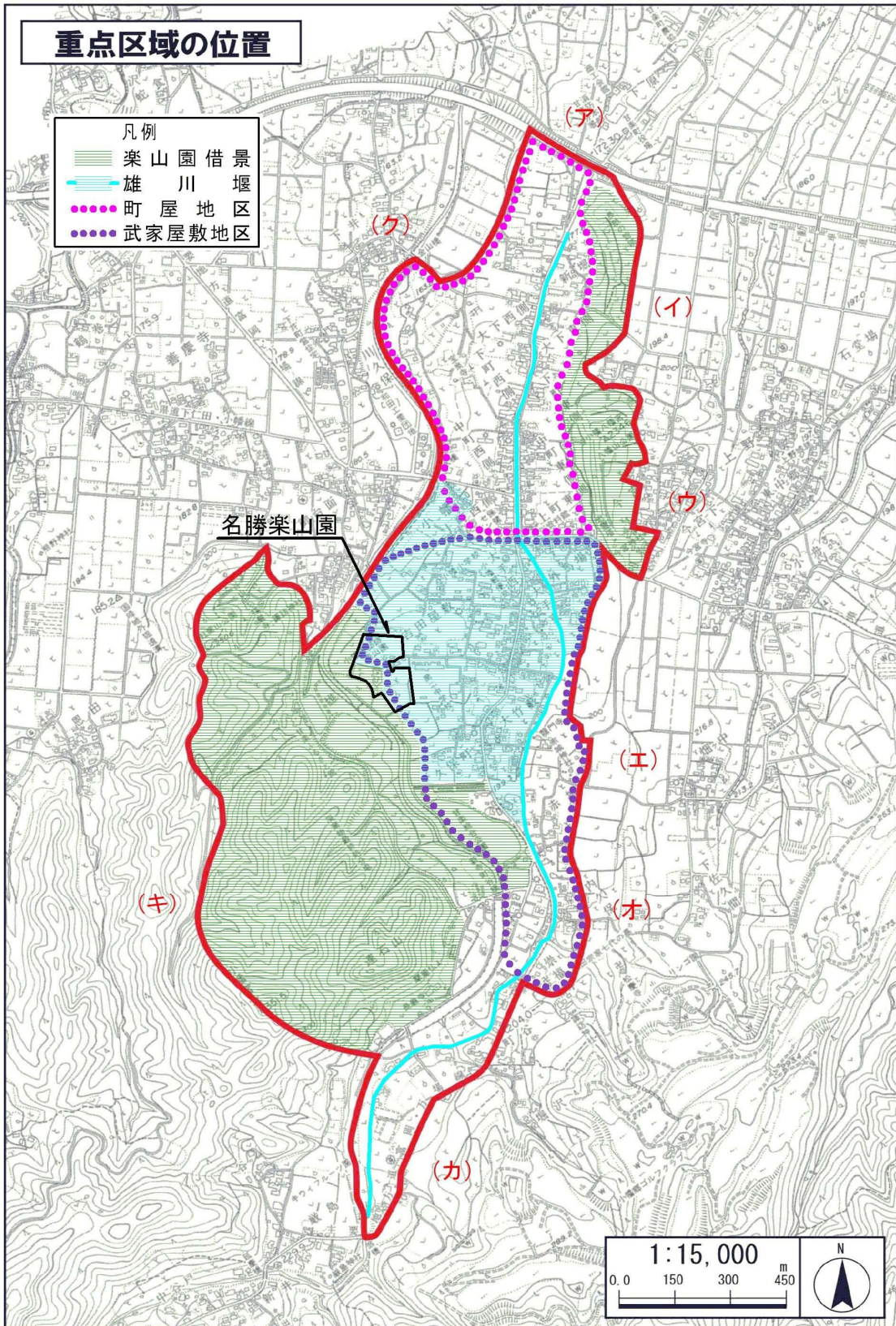
当該区域内の文化財については、国の指定文化財の他にも文化財保護法に基づいて県や町の文化財指定を行って保存と活用につとめている。

今回の区域内に、県指定文化財 1 件、町指定文化財 26 件が該当し、27 件は、いずれも城下町にあり、江戸時代の城下の歴史の面影を今に伝えている。

その他甘楽町景観条例により、景観重要建造物と景観重要樹木を順次表彰している。

重点区域内の県・町指定文化財一覧

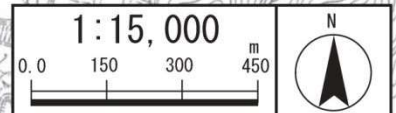
| 指 定 名 称              | 時 代          | 所有者・管理者 |
|----------------------|--------------|---------|
| 旧小幡藩武家屋敷松浦氏屋敷（県指定）   | 江戸時代         | 個人      |
| 織田氏家臣録               | 江戸時代         | 個人      |
| 小幡山崇福寺の下馬の碑          | 江戸時代         | 崇福寺     |
| 宝泉寺の薬師様              | 南北朝～<br>室町時代 | 宝泉寺     |
| 城町下薬師堂の石仏            | 室町時代         | 小幡城町    |
| 旧甘楽社小幡組製糸レンガ造り倉庫     | 大正時代         | 町       |
| 円空の木彫仏像（3体）          | 江戸時代         | 小幡八幡宮   |
| 高橋家近世文書              | 江戸時代         | 個人      |
| 小幡氏紋付赤備え具足           | 室町時代         | 町       |
| 小幡八幡宮拝殿の天井画          | 江戸時代         | 小幡八幡宮   |
| 小幡八幡宮の神楽獅子舞          | 江戸時代         | 小幡八幡宮   |
| 小幡八幡宮の屋台・飾り人形及び屋台ばやし | 江戸時代         | 小幡八幡宮   |
| 織田氏七代の墓              | 江戸時代         | 崇福寺     |
| 楽山園のウメ               | 江戸時代         | 町       |
| 高橋家のムクロジと御殿ザクラ       | 江戸時代         | 個人      |
| 松浦家近世文書              | 江戸時代         | 個人      |
| 雄川堰（小堰・石橋含む）         | ～江戸時代        | 町       |
| 吹上の石樋及び石樋記（石碑）       | 江戸時代         | 町       |
| 崇福寺石造聖観音坐像           | 年代不詳         | 崇福寺     |
| 中小路の石垣（柴田家）          | 江戸時代         | 個人      |
| 中小路の石垣（高橋家）          | 江戸時代         | 個人      |
| 中小路の石垣（山田家）          | 江戸時代         | 個人      |
| 御殿前通りの石垣（山田家）        | 江戸時代         | 個人      |
| 山田家の喰い違い郭            | 江戸時代         | 個人      |
| 織田信雄（自筆）書状           | 桃山時代         | 町       |
| 高橋家の庭園               | 江戸時代         | 個人      |
| 大奥の庭園                | 江戸時代         | 個人      |





## 重点区域内の国・県・町指定文化財

- ・ 宝泉寺の薬師様
- ・ 小幡八幡宮拝殿の天井画
- ・ 小幡八幡宮の神楽獅子舞
- ・ 小幡八幡宮の屋台・飾り人形及び屋台ばやし
- ・ 旧甘楽社小幡組製糸レンガ造り倉庫
- ・ 円空の木彫仏像(3)体
- ・ 小幡氏紋付赤備え具足
- ・ 織田氏家臣録
- ・ 高橋家のムクロジと御殿ザクラ
- ・ 高橋家近代文書
- ・ 高橋家の庭園
- ・ 城下町薬師堂の石仏
- ・ 大奥の庭園
- ・ 織田氏七代の墓
- ・ 崇福寺の石造聖観音坐像
- ・ 小幡山崇福寺の下馬の碑
- ・ 中小路の石垣(柴田家、高橋家、山田家)
- ・ 山田家の喰い違い郭
- ・ 御殿前通りの石垣(山田家)
- ・ 織田信雄(直筆)書状
- ・ 名勝「楽山園」
- ・ 楽山園のウメ
- ・ 旧小幡藩武家屋敷松浦氏家屋敷(県指定史跡)
- ・ 松浦家近世文書
- ・ 雄川堰(小堰・石橋含む)
- ・ 吹上の石樋及び石樋記(石碑)
- ・ 茂原家住宅(国登録有形文化財)





### (3) 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

藩政時代の町割りが、ほぼそのまま残されている重点区域「小幡城下町地区」では、当時の町割りを活用してその時代に要求された建物が建てられてきた。その結果、この区域には、人々に親しまれてきたそれぞれの時代を物語る建物がいくつもに重なり存在し、歴史的な建造物と一体となった祭礼や伝統的な産業が継承されている。



■養蚕農家群



■武家屋敷群

藩政時代の城下の趣、明治中期に建造された養蚕農家群などが歴史的な雰囲気醸し出しており、これら時代を超えた建物が存在感を示しつつ景観が融合している。また「小幡城下町地区」は、甘楽町の経済文化活動の中心であり、現在も、当町の総合計画、都市計画マスタープランなどまちづくり関連計画では重要な役割を担っており、甘楽町の風情、経済、文化及び観光の発信地となっている。

今後も、小幡城下町地区においては、歴史的な建造物の保全・活用や建造物周辺の景観的整備等を重点的かつ一体的に進めることにより、歴史的風致の維持向上が図られ、当町での伝統文化の振興につながることを期待されている。また、この区域の歴史的風致が向上することは、甘楽町を訪れる人に魅力的な資源を提供することとなり交流人口の増加が期待できる。このようなことから、その周辺環境の整備が進められ、甘楽町全体の個性や魅力が向上し、甘楽町の歴史や伝統が広く住民に再認識されるとともに、生活に溶け込んでいくものとなる。また、伝統祭事や伝統的産業の個性や魅力を高めるための環境整備の進展や活動機会の増大を通じた活性化も期待され、町域におけるそれらの保存・継承・発展が大いに期待できる。

これらのことは、甘楽町全体の個性と魅力を高める上で重要な施策のひとつでもあり、町が進めている交流人口の増大はもちろん、町の歴史的風致を活かしたまちづくりを大きく進展させることができる。

## (4) 良好な景観の形成に関する施策との連携

### ① 重点区域における都市計画との連携

#### ア 都市計画の活用

甘楽町は、町域約5,861haのうち、約51%に当たる2,958haを「甘楽都市計画区域」とし、重点区域は全て都市計画区域内となっている。区域区分の制度は導入しておらず、未線引きである。

用途地域は、町全体で225ha指定し、用途地域内の第一種低層住居専用地域にのみ絶対高さ制限10mを指定している。重点区域内は、78.9haが用途地域となっている。

当該重点区域は、昭和55年から都市計画区域として指定されており、昭和60年(1985)10月には中心部を住居系の用途地域として決定している。

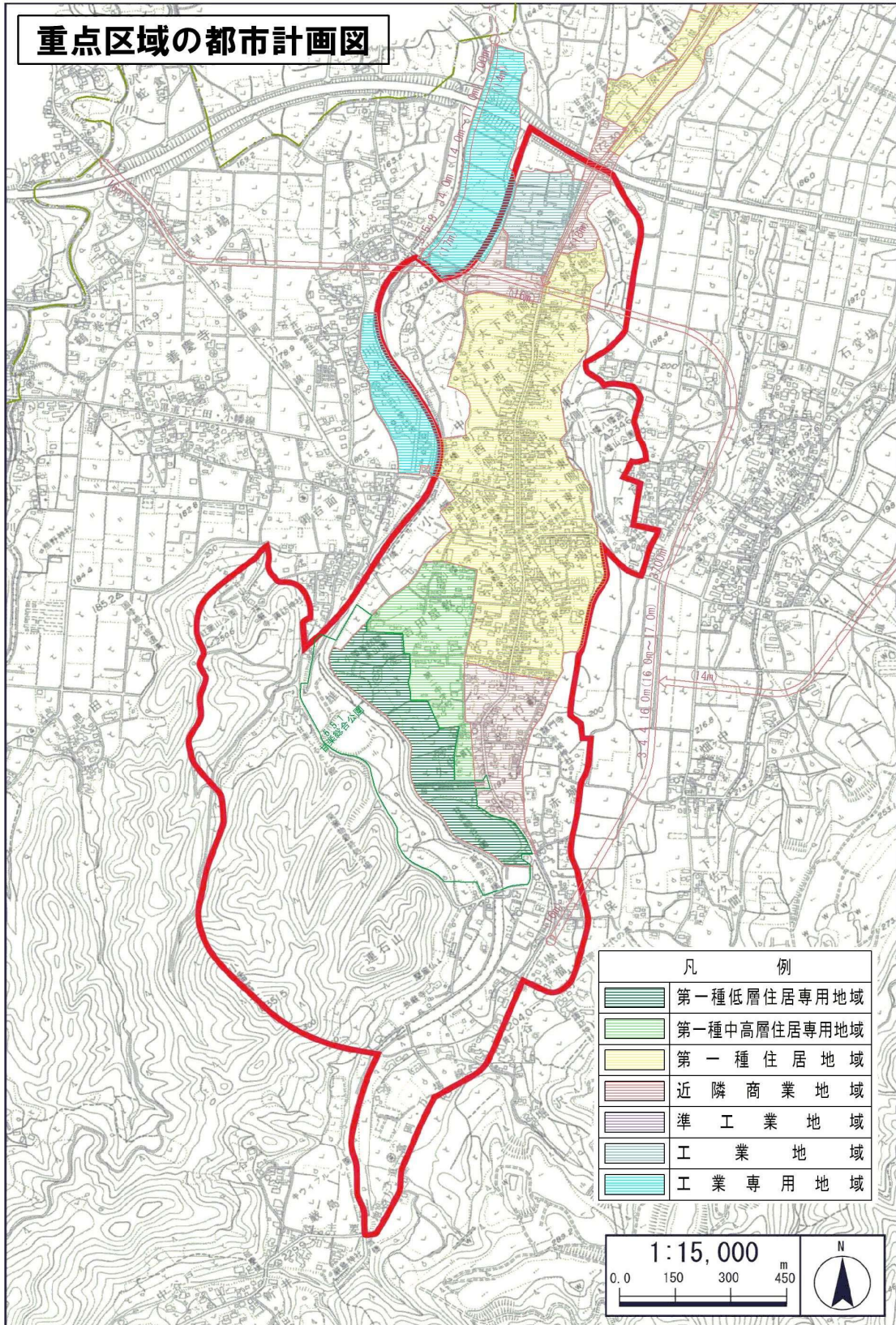
昭和50年代に古い町並みを中心に地域住民による「町並み保存」運動がおり、住民先行の形で町並み保存事業が進められていたが、その後、住民と行政が共同して町並み保存運動をすることとなった。

平成元年(1989)には、「甘楽町ふるさと景観を守り、そだて、つくる条例」を制定し、歴史と伝統の特色を活かした景観保存を住民とともに推進してきた。

今後は、歴史的景観の保全のために、建築物の高さ規制が必要と認められる場合は、高度地区等の指定を検討するものとする。

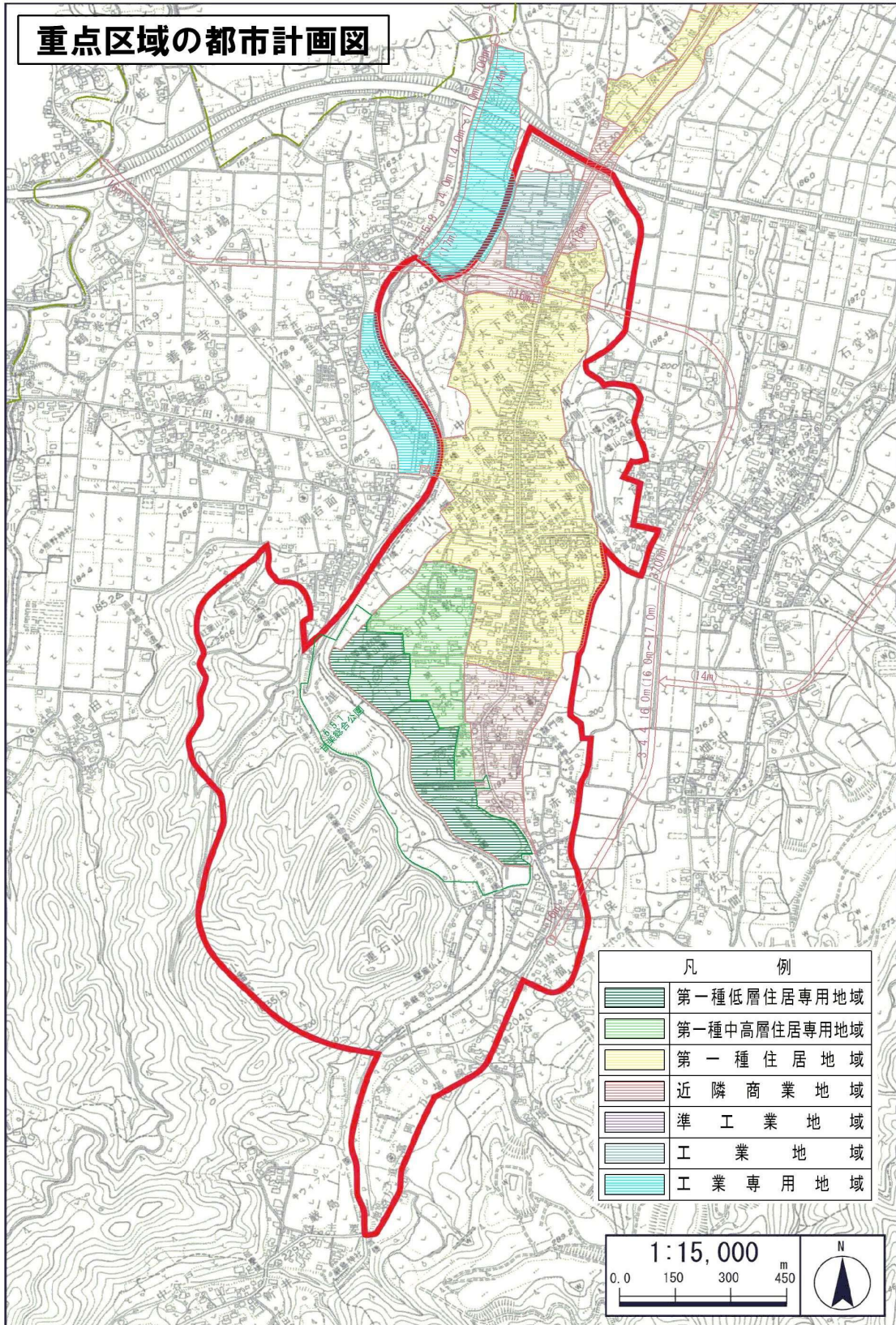


# 重点区域の都市計画図





# 重点区域の都市計画図



## イ 重点区域における伝統的建造物群保存地区

甘楽町では、重点地区内の町屋地区の養蚕農家群を中心に、昭和57年（1982）に伝統的建造物群保存調査を実施している。

伝統的建造物群とは、文化財保護法第2条第1項第6号に「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」と定義され、当該調査は、伝統的建造物群の保存状況等調査及びこれに基づく保存対策に係る調査である。

また、「伝統的建造物群保存地区」は、同法第142条の規定により、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が定める地区である。

同調査事業により、小幡地区を中心とした区域に伝統的建造物群保存地区を設定して保存する価値があることが判明している。

今後は、時間的な経過も考慮し再度小幡地区の伝統的建造物群の調査を行い、伝統的建造物群保存地区内居住者、土地所有者、伝統的建造物概観現地調査を行うとともに、制度導入のための庁内打ち合わせ会議、条例の制定、審議会の発足を計画中である。

同時に、該当する地区への説明会を開催し、伝統的建造物群保存地区制度導入に向けた経過と保存地区案について、地域住民の同意形成が図られるよう下地作りを行っている。

## ② 景観計画（平成23年3月策定）の活用

当町は、自然環境に恵まれ、果てしない歴史の中で織り上げられた文化の香る町である。平成元年（1989）9月に「甘楽町ふるさと景観をまもり、そだて、つくる条例」を制定し都市景観の形成につとめている。

また、平成22年9月（2011）には景観行政団体に移行した。また、平成23年3月（2012）には景観法に基づく景観計画を策定した。この中でも、これまでの景観に関する取組みを踏まえ、農地部局や文化財担当部局と連携し歴史的風致の維持及び向上に資する施策を講じた。

景観計画では、歴史まちづくり法に基づく本計画における重点区域を「景観形成重点地区候補」として位置づけた。また、景観計画区域の中で、特定の場所（視点場）からの優れた眺望景観の保全・形成を図る必要がある区域では、建築物の高さ等の基準を定める眺望景観地区を定めた。具体的には、重点区域「小幡城下町地区」の中にある国指



定名勝楽山園は、当町を代表する眺望景観の対象であり、眺望景観の保全につとめるよう定めた。

### ③ 屋外広告物の規制

重点区域の屋外広告物については、群馬県屋外広告物条例に基づき、群馬県によって屋外広告物による事務事業全般が行われており、町道沿線にはほとんど見受けられないものの、主要地方道1路線にいくつかの屋外広告物が見られ、歴史的風致の周辺環境の悪化が懸念される。

今後は、平成23年（2011）に策定した景観法に基づく景観計画と連携し、早急に県の権限委譲を受け甘楽町の屋外広告物条例を制定し重点区域を中心とした地域の歴史的景観の保全に努めるものとする。